

## 会 議 録

会 議 の 名 称	第4回枚方市事務事業効果測定指標評価員会議
開 催 日 時	令和2年10月23日(金) 午後2時30分～午後4時59分
開 催 場 所	枚方市役所別館4階 特別会議室
出 席 者 ( 参 加 委 員 )	山谷清志評価員、掛谷純子評価員、上森太一郎評価員
欠 席 者	—
案 件 名	1. 所管課ヒアリングについて 2. その他
提出された資料等の 名 称	次第 資料1 個別事務事業評価シート
決 定 事 項	所管課ヒアリングを実施した。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0人
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	総合政策部 行革推進課

## 審 議 内 容

### 開 会

○事務局 定刻になりましたので、始めさせていただきたいと思います。  
座長、よろしくお願いたします。

○座長 ただいまから、第4回枚方市事務事業効果測定指標評価員会議を開会します。  
それでは早速ヒアリングを始めたいと思います。以降のヒアリングの進行については、事務局をお願いします。

### 案件1 所管課ヒアリングについて

#### <放課後子ども課>

○事務局 それでは、ヒアリングを始めさせていただきます。本ヒアリングは、「総合型放課後事業（放課後キッズクラブ）」、「留守家庭児童会室運営事業」、「留守家庭児童会室整備事業」の順に続けて行います。

所管課は初めに、出席者の紹介を含めて10分以内で「総合型放課後事業（放課後キッズクラブ）」の内容等についての説明をお願いします。

その後、評価員より質疑がありますので、回答をお願いいたします。それでは、よろしくお願いたします。

○所管課 よろしくお願いたします。

総合型放課後事業につきまして、放課後キッズクラブ、全ての就学児童が放課後の時間帯を安全安心に、しかも楽しく学校の敷地内で遊んだり、学んだりすることができるように計画しているものでございます。

この間、学校の敷地内で実施をしてきました留守家庭児童会室で、今後、新たに実施をしていく放課後子ども教室、こちらを一体的に運営していくという放課後のあり方についてこれまで協議をしてまいりました。

その前段といたしまして、全ての就学児童が放課後等を安全安心に過ごし、多様な体験、活動が行えるよう、国が平成30年9月に放課後子ども総合プランに続く新放課後子ども総合プランを策定されて、放課後児童クラブ、本市の留守家庭児童会室に相当してまいりますけれども、この放課後児童クラブと全児童を対象とする放課後子ども教室の両事業を小学校の敷地内で一体的に実施する一体型を中心とした計画的な整備等を進めることを求めるということで、国が一定方針を出してこられました。

本市としましては、実情に即した児童の放課後対策を進めていくために、市内の小学校4校で放課後子ども教室のモデル事業を実施いたしまして、その検証結果と児童の放課後対策審議会のご意見や、本市の財政状況等も踏まえながら、留守家庭児童会室と放課後子ども教室、新たに実施していこうと考えている放課後子ども教室の一体的な運営を核として、放課後自習教

室、これは児童の自学自習力の向上を目指して実施しているものでございますけれども、放課後自習教室や、土曜日に地域を中心とした地域が主体となって実施されている枚方子どもいきいき広場、この事業とも連携協働をしながら総合的な放課後対策に向けた取り組みを順次進めていくというものでございます。

児童の放課後対策審議会委員につきましては、学識経験を有する者、社会教育に関する専門的知識を有する者、児童福祉に関する専門的知識を有する者、並びに、市民団体または関係団体を代表する者の中から教育委員会が委嘱する11人以内ということで設置をして、放課後のあり方についてこれまで協議をしてきたというものでございます。概要といたしましては、以上となります。

次に、実績について説明させていただきます。

平成30年度に実施予定をしておりました放課後子ども教室のモデル事業につきましては、一部が台風の影響により中止になりまして、十分な検証ができませんでした。特に、夏休み期間について検証ができなかったことによりまして、令和元年度に夏期休業期間にモデル事業を実施しております。

この令和2年3月になりますけれども、令和元年度におきましては児童の放課後対策審議会からの答申等を受けまして、放課後の子どもたちのあり方についての児童の放課後を豊かにする基本計画というものを3月に策定をいたしております。

今後なのですけれども、具体的な取り組みの方策といたしましては、放課後自習教室と合わせて、児童の放課後対策のさらなる充実を図るために、放課後子ども教室モデル事業の実施結果や、モデル事業の参加及びその保護者に留守家庭児童会室に入室している児童の保護者ニーズ及び本市の財政状況を踏まえて、留守家庭児童会室と放課後子ども教室、自習教室、子どもいきいき広場事業をそれぞれ総合的に運営していく連携の方策について検討しながら、全小学校でのこの4事業の一体的な運営に向けて順次取り組みを進めていくという考え方にしております。

ロジックのところでございますけれども、インプット、アウトプット、アウトカムというところで、インプットのロジックといたしましては、この総合的な運営に関しましては、市職員または民間事業者、一民間事業者による留守家庭児童会室と放課後子ども教室の総合的な運営を核とした放課後キッズクラブですね。放課後キッズクラブを小学校で順次実施をしていくというものでございます。

指標といたしましては、放課後キッズクラブの実施校数ということでさせていただいております。

アウトプットのところですが、ロジックの部分につきましては、支援を必要とする子ども、児童が放課後キッズクラブを利用するとしています。

指標に関しましては、当初は放課後キッズクラブの核となる児童会室と子ども教室の延べの利用数とさせていただいておりますけれども、この2つの一日当たりの利用者数に変更させていただいております。

アウトカムのところですが、アウトカムのロジックといたしましては、子どもたちの健やかな成長に重要とされる3間ですね、時間、空間、仲間。この3間が充実をしていく。その環境の中で子どもたちが自主性、社会性、創造力などが育成されていくものということで考えております。

指標といたしましては、このキッズクラブの核となる児童会室と子ども教室の運営、こちらに参加した子どもたちと保護者の満足度ということで80%ということで見込んでいるところでございます。

簡単ではございますけれども、キッズクラブの説明とさせていただきます。

○事務局　それでは、それぞれの評価員の先生方から質疑が始まりますので、回答をよろしくお願いいたします。

○A委員　最初に、確認ということでお尋ねしたいのですけれども、留守家庭児童会、これは学童保育ですか。

○所管課　はい。学童保育は、今ここでいう留守家庭児童会室に当たってまいります。

○A委員　分かりました。

それで、インプットの件でちょっと教えていただきたいのですけれども。インプットって、普通そこで働いている人とかも入ってくるのですけれども、どういう人たちが何人ぐらい働くという前提をお考えなのでしょうか。何人いるのでしょうかと、実際そこで先生みたいな人ですよね。どういう種類の人が出て、どのぐらいの人数がいるのかということをお教えていただきたいのですけれども。

○所管課　まず、留守家庭児童会室につきましては、市で定める条例に基づいた留守家庭児童会室の配置基準に基づいて、資格を有する職員の配置を行っていくものにしております。

子ども教室につきましては、子ども教室の運営の趣旨等を踏まえて運営がきちんとスムーズにできる職員を2名以上配置するというように考えております。

○A委員　要するに、非常にシンプルなことなのではございますけれども、何人の先生が出て、条例で決めているのですかね。入りたいという子どもがいますよね。多分、これがアウトプットなのですよ。そうすると、そのアウトプットをこなすためにはこれだけのインプットで、教室の数とか人の数とかを手配しなければいけないということになります。その話を伺っていたのですけれども。それは、大体数字は分かっているものなのですか。

○所管課　はい。そうですね、1班当たり留守家庭児童会室については、基本2人を配置するというように、児童会室に関してはそういう規定ではございます。

○A委員　その班というのは、枚方市全体で何班ぐらいあるのですか。

○所管課　はい。令和元年度につきましては100班でございます。

○A委員　結構多いのですね。

○所管課 はい。

○A 委員 今回の1つの班当たり2人というのは、この方々はどのような資格なのですか。

○所管課 国からの指示もありますけれども、放課後児童支援認定資格というものがございます。それを持っている職員を有資格者としております。

これは、保育士資格であったりとか、本市が条例で幾つか種類を定めておりまして、そこに該当するかどうかというところがまず第一になってまいります。それに加えて、かつ都道府県等が実施する研修を受講して、受講が終了したら放課後児童の支援員資格として与えられるということになります。

○A 委員 これはどうなのですかね、足りているのですか。100も班があつて、そうすると200人ぐらいですかね、枚方市全体で。

○所管課 そうですね。条例の中でも2名以上、そのうちの1名については資格を有する者ということで定めておりまして、あとの職員に関しましてはその資格のある職員をサポートする職員ということで定めております。

そこで、今現在、うちの職員、採用しております職員で体制を組んで実施をしているというところでございます。

○A 委員 これは、入りたいという児童が増えたら、この班の数は割と柔軟に増やしたり、減らしたりということはできるものなのですか。

○所管課 はい。本市においては、年度単位での班設定をしていくということで考えておりまして、例年で申しますと、大体11月から次年度の募集をいたしまして、翌年1月末で一旦締め切りという形で、そこで定員を定めていくという考え方にしておりますので、そこで職員の体制も含めて判断した上で定員を定めるということにしております。

○A 委員 かなり明確にきちんとやられているのですね。

○所管課 はい。

○A 委員 そうすると、あとは入りたい子どもが決まったら、11月ぐらいで分かって、班も決めて、スペース確保して。

○所管課 はい。

○A 委員 そうなると、最終的には、アウトカムのところはやはり満足度ですかね。

○所管課 そうですね。

○A 委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○B 委員 今回の補足で。その職員の方というのは、新たにそれ用に採用されているのか、例えば、教職員が放課後にそれに対応する、割り当てるといったことなのか。そのあたりを教えてくださいいただけますか。

○所管課 留守家庭児童会室の職員として採用をさせていただいております。

○B 委員 そうしたら、それは留守家庭児童会室の職員の方ということなのですね。

○所管課 留守家庭児童会室に勤務をしていただくための職員という考え方になります。

○B 委員 分かりました。この方たちは地域の方とかが実際には手を挙げられたりするのですか。そうではなく、市で募集をされているのですか。

○所管課 市で募集をさせていただいた上で地域の方が手を挙げていただくこともありますし、種別によりましては資格が必要ない職種もありますのでそこは選択をいただいて申し込みをしていただくという形にはなっております。

○B 委員 分かりました。あと、民間事業者がやられている部分があるということなのですか。これは、どういう形で、どの事業をやられているのですか。

○所管課 放課後子ども教室の部分にはなっていないかもしれませんが、現在はまだ事業者に入っていないというところはございません。

○B 委員 なるほど。これからの話なのですね。

○所管課 はい。

○B 委員 実績ゼロですものね。

○所管課 はい。

○B 委員 要は、放課後子ども教室でしたか、民間に委託をしていくということが全児童が対象になってきて、先ほどからお話されているのが、留守家庭児童会室のいわゆる学童保育というような、それが幾つか入っているのですよね。

○所管課 はい。

○B 委員 この事業の中には、留守家庭児童会室のターゲットになってくるのは、例えば共働

きのおうちになりますか。

○所管課　　そうですね、入室の資格要件が必要になってまいります。

○B 委員　　一方の放課後子ども教室は、全児童対象ということで、これは別に要件なしの全員ということですよ。

○所管課　　はい。

○B 委員　　今、この事業の中でやられているのは、この両方とも含んでいる形の事業ですか。

○所管課　　今、現在は、既存事業といたしましては留守家庭児童会室となります。

○B 委員　　放課後子ども教室というのはまだやられていないのでここには入っていないのだけれども、今後はそこが入ってくるということですよ。

○所管課　　そうですね。児童の放課後を豊かにする基本計画というものをこの3月に策定をしたのですけれども、その中に、今後の放課後のあり方、考え方について基本的な理念を記載させていただいています。

その中に、これまでの児童会室と、全児童を対象とした誰でも無料で来られる学校の中での居場所である子ども教室、ここを総合的に一体的に一つの民間事業者か、市直営で運営をすることになります。

○B 委員　　なるほど。そうすると、実は最初この事業を見せていただいたときに、大きく分けると2つの事業が入っているのかなと思っていたのですけれども。あえて2つを一つの事業にすることで、今後は一つにしていきたいという流れというわけではないのですか。

○所管課　　一つにするという形ではなくて、それぞれの事業の趣旨、目的を踏まえながら、条例等も含めた人員配置をしながら、ただそれぞれの事業が流動的かつ柔軟に受け持つと、そういう運営の仕方を考えているというところでございます。

○B 委員　　勉強不足で申し訳ないのですが、学童保育は国で決まっているものですよ。

○所管課　　国で決まっているといいますか、一定の指針がございまして。それに応じて本市としても条例等を定めています。

○B 委員　　新たにこれからやられようとしている放課後子ども教室は、条例とかでは定めないのでですか。

○所管課　　はい。

OB 委員 なるほど。その2つを一緒にの事業の中でやるというと、結構アウトプットとかアウトカムとか難しくなりそうな気がするのですが、そのあたりはどのように考えますか。

○所管課 一つの事業者がそれぞれの事業の趣旨目的に応じて運営をしていくことで、それぞれの事業においてもこの中でお示しをさせていただいていますが、支援を必要とする児童についても児童会にも一定の要件を満たせば利用できる。子ども教室にも参加できるといったようなアウトプットの部分にもそこは反映ができるのではないかとということと、あとは、やはりアウトカムのところについては満足度、誰でも来られる事業を実施することで一定「三間」を確保していくと。そこで子どもたちが自分たちの創造力を豊かにしてそこで過ごしていくところに対しての児童会も含めた満足度を検証していくというか、確認をしていくという考え方でございます。

OB 委員 私自身は、総合的にやられていくというのがすごくいい方向性だなとは思っているのですが、逆にも、例えば、今はまだされていない放課後子ども教室ですけれども、実際にそれを全校がされるようになったときに、極端な話ですけれども、留守家庭児童会室は要らなくなって、放課後子ども教室だけで全員をやっていこうというふうになったときに、それは制度上はやろうとすればやれるものなのですか。

○所管課 制度上といたしますか、やはり、留守家庭児童会室と子ども教室の趣旨目的が異なったものであるということと。

OB 委員 それは併用ということなのですね。

○所管課 そうですね。ただ、子ども教室に関しましては、大人の関与を極力最小限にして、子どもたちが自分たちでそこで何かを生み出していくというものでございまして。

OB 委員 自ら得てもらおうというような。なるほど。

○所管課 児童会室に関しては、低学年も含めた事業ですので。

OB 委員 ある程度関与をしていくということですね。

○所管課 はい。

OB 委員 それは、やはり国の指針があるから。

○所管課 指針も含めてですね。

OB 委員 分かりました。ありがとうございました。

**〇〇委員** 児童会室と子ども教室というのは切り分けられるのか、切り分けられないのかちょっとよく分からなかったのですけれども、今のこのアウトプットであるとか、アウトカムのところでは書いてるのは留守家庭児童会室と放課後子ども教室の延べ利用者数ということで、合算で利用者数を捉えている。アウトプットに関しても合算で捉えているのですけれども。ここは、その事業としてはキッズクラブ事業なので、それを利用した方だけの満足度をそれぞれ設定するというのはどうなのでしょう。

**〇所管課** はい。キッズクラブといいますのは、この児童会と子ども教室の一体的な運営をキッズクラブという考え方にしております。そこに、自習教室といきいき広場、それぞれの方法で学校の敷地内でやっているこの4事業をトータルで合わせて放課後キッズクラブという考え方にしております。

ただ、市ないし事業者で受け持つ部分については、児童会室とほかの子ども教室、こちらの2事業を一体的に運営していくというものになりますので、例えば放課後子ども教室通年でそういう事業があれば、児童会室に参加しなくても放課後子ども教室で過ごすことができるのであればそちらでという子どもさんもおられるかとは想定はしております。そういう状況の中で、放課後キッズクラブとしてこの考え方をさせていただいているということでございます。

**〇〇委員** なかなか事業単位として、ベースの部分が留守家庭の児童会室の事業なのですけれども、これの事業に関する評価と、その他の事業の評価というのをなかなか線引きつけにくいところですね。それぞれ交互に作用し合うというか、関係性がある。

**〇所管課** そうですね。ここの満足度といいますのは、やはり実際に放課後キッズクラブということでこの2事業が連携しながらやることで、この児童会に参加している子と、子ども教室に参加している子が一緒に遊んだり、そういうところも運営の中でやっていきますので。そこは、留守家庭児童会室のみ運営している学校とはちょっと状況は変わってくるかなとは考えております。まずは、キッズクラブとして実施をしていく部分に当たっては、この考え方をさせていただきたいというところではございます。

**〇座長** これは、班で2人という職員さんという人の意見というのは、くみ上げていく仕掛け・仕組みはあるのですか。

**〇所管課** はい。それは、こちらの担当課にもその職員がおりますので、連携をしながらいろいろ課題も含めて確認をしながら進めていくという形にはなっております。

**〇座長** ようやく見えてきました。ありがとうございます。

**〇事務局** それでは、放課後キッズクラブについてのヒアリングはこれで終了します。

続いて留守家庭児童会室の運営事業の説明をお願いしたいと思います。事業の概要、ロジックモデル等を基本にして説明いただければと思います。よろしくお願いたします。

**○所管課** 留守家庭児童会室は、保護者の就労、病気などにより放課後の保育を必要とする小学1年生から6年生までの児童に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供する。そのことをもって健全な育成を図ることを目的に、枚方市立留守家庭児童会室として全小学校に開設しております。

先ほどの説明でもありましたように、各児童会室の定員は基準条例に基づいて設定しております。通常の申込期間である1月末までに申し込みがあった場合が、待機児童のための臨時定員というものを設定しまして、できるだけ入っていただくようにしております。

また、年間で7日から9日程度土曜日に臨時開室を実施しております。平成23年度から順次拠点方式において障害のある高学年の児童を受け入れしてきております。平成30年度から全学年の受け入れを開始しております。

ロジックモデルとしましては、基準の定員に基づいて入室希望者の募集を毎年11月から始めており、アウトプットとしましては、入室を希望する児童の保護者から入室申し込みが行われまして最終的には申し込まれた児童の方が安全で快適な生活を過ごせることを設定し、保護者が安心して児童を預けることができることをアウトカムとして設定しております。

**○A 委員** ありがとうございます。さっきの事業と何となくニュアンスが違う感じがあるのですけれども。これは所管の役所が違うのですか。役所というのはつまり国の。文部科学省と厚生労働省。

**○所管課** 先ほどの放課後キッズクラブに関しましては、これは文科省と厚労省の合体型ということになります。こちらの留守家庭児童会室は厚労省になります。

**○A 委員** そうすると、これは要するに、共働きとか病気とかそういうところのご家庭の子どもさんが安全に過ごせる場所をつくと。だから、それほど勉強とか何か力を入れていないのですかね。

**○所管課** 勉強は、宿題等が来たときにできるような環境設定はしてまいりますけれども、宿題を教えるとか、そこで教育をするというような場としてではないということにはなります。

**○A 委員** その職員さん、これは、どういう方がいらっしゃるのですか。

**○所管課** それは、先ほど説明させていただいた児童会室の条例に基づいて資格を有する職員であつたりとか、そこは同じでございます。

**○A 委員** そうすると、その職員さんはさっきの事業にいるのか、この事業の担当なのかご自分ではよく把握していないこともあり得るのですか。

**○所管課** いえ。基本は、児童会室の職員という形になります。ただ、先ほどの部分は放課後キッズクラブという形の中に児童会室と子ども教室があつて、それぞれの趣旨を踏まえて職員を配置するということになっておりますので。児童会室については、放課後キッズクラブの

子ども教室があるかないかだけの話でありまして。児童会室はどこでも考え方は同じでございます。

○A 委員 その職員って、アルバイトを使っていますか。

○所管課 今年から、会計年度任用職員ということで、児童会室サポート員という呼び名で入っていただいております。

○B 委員 今のお話を聞くと、保育所と同じような考え方のところがあるんですかね。家に帰っても保護者がいらっしやらないので居場所をつくと。

○所管課 そうでございます。

○B 委員 全く一緒と考えているわけではないのでしょうか。あと、この事業が児童会室運営事業でソフトの部分を担っておられて、次にまたご説明いただける留守家庭児童会室整備事業がハードの部分ということですね。

○所管課 そうですね。

○B 委員 分かりました。ありがとうございます。

○C 委員 こちらの評価シートで、このロジックに関して所管課の当初案と行革案と並んでいるかと思うのですけれども。この事業の性質からするとそういう措置をしないといけないというか、子どもさんのちゃんと居場所をつくってあげるということと、これを見比べると、個人的にはインプットとしては、どれだけの方が入室を希望されるのかというところがあって、そのうちどれぐらいの方が入室できたのかと。最終的なアウトカムとして、待機児童、入れなくて困っている方というのを減らしていく。そこのアウトカムというのが、行革の示すインプット、アウトプット、最後のアウトカムは所管課の当初案どおりという流れが何となくしっくりきたのですけれども。

そうではなく、この当初案に書かれているような流れというのを考えられた背景といいますか、あれば教えていただきたいと思えます。

○所管課 こちらは、やはりまず募集をかける中でいろいろな保護者の方からご意見をいただくことがたくさんございます。それを一つのインプットとしてここは維持をしていきたいと考えています。

あと、これまで維持をしてきました1月の末時点での申し込みの子どもたちをできる限り待機を出さずに入ってもらおうと、そのために、学校と早い段階で部屋であったりとか、その辺の協議をして、人数等についても職員の体制等についても、事前に十分推測もしながら採用試験に向けて準備をしていく。そういうところで、この1月末時点ということについても、非常に留守家庭児童会室としても大きな指標になると考えておりまして、これを、これまでどおり入

れさせていただいているという考え方になっております。

○**OC 委員** インプットで苦情の対応件数、苦情を減らして保護者の方がストレスなくできるというところとか、そのあたりもどっちかというアウトカムといいますか、そういう内容に近いものかなと思っていて、この指標そのものがおかしいということではないのですけれども。

○**所管課** はい。

○**OC 委員** インプット、アウトカムの位置づけで言うと、ちょっと場所が異なるのではないかなという印象を受けています。

○**所管課** インプットのところは、やはりこだわりというところではあるのですが、申請受付時というところですね。入ってからではなくて、申請受付時におけるというところが、当初11月ぐらいから始めたときに、やはりいろいろなお意見をいただいて、それを改善につなげながらスムーズにしていくという部分ですね。

今、国でもあげられていますが、今後どうなるかというところではありますが、その印鑑の課題であったりとか、署名印等の課題であったりとか、そのあたり、いろいろやはりご意見をいただくというところを、まずはやはりインプットとしてここは入れていきたいなというところですね。

それに続いて、アウトプット、アウトカムということで続けているというような考え方にはしております。

○**OA 委員** そもそも申し込んだらほぼみんな入れるのですか。

○**所管課** いえ。そこは一定募集要項というものがございまして、それに優先順位も設けております。その優先順位というのは、障害のある児童であったりとか、低学年優先ということで。全ての児童が必ず1月末までに申し込んでいただいたら入れるというものではないんですが。

ただ、やはり、児童会室の趣旨目的を踏まえて、極力そういう形で実現をしていきたいというところでは取り組んでいます。

○**OA 委員** そうすると、はたから見ていると、入れない人が何%くらいいて、それを増やすつもりなのか、減らすつもりなのかとかそこら辺が気になりますけどね。

優先順位があっても、何で100%入れられないのか。お金の話なのか、施設の余裕の話なのか、何かそこら辺も知りたいのですけれども。

○**所管課** 今、1月末までに申し込んでいただいた方については、これまでは100%入っていただいております。

○**OA 委員** なるほど。じゃあ入れない人というのはどういう人なのですか。

○所管課 2月以降に申し込みされた方ですね。一定、定員が定まった後、その定員に空きがあれば2月以降に申込された方もということです。

○A 委員 空きがあれば入れるわけですね。

○所管課 空きがあれば入れますが、その時点で定員がいっぱいであればということにはなってまいります。

○A 委員 例えば、3月に引っ越して来た人はだめですね。

○所管課 その地域の状況にはよります。

○A 委員 空きがあれば入れるんだけど、なければ入れないということですね。なるほど。これはインプットが難しいですね。

○C 委員 2月までの人も多かったら入れない場合があるということですか。

○所管課 調整をして、これまでは1月末までについては全て入れるようにしています。

○C 委員 絶対入れるような条件があるということですか。

○所管課 いえ。条件的には、いろいろな条件で入れない場合については優先順位を設けておりますので、それに準じて待機していただく方が出てくる可能性があるということは募集要項の中にも記載はしておりますけれども、これまでの実績といたしましては、1月末までに申し込んでいただいた方は全て入っていただいているという状況であるということです。

○B 委員 事務局の方にお聞きしたいのですけれども。このインプット、アウトプット、アウトカムに出てきた指標以外は、事務事業評価シートからは外されるのですか。

というのは、今、おっしゃっていただいた申請受理時に、それへの苦情対応をどれだけ行うかというのを重視しておられるし、私はすごく評価できるなと思っていました。

ただ、やはり、インプット、アウトプット、アウトカムという流れでいくと、確かに苦情対応件数がインプットに入っているのはちょっと違和感があるなと思います。

ただ、例えばインプットとして希望者数が出て、アウトプットとして実際に入室決定した児童数が出て、アウトカムというのは、例えば入室した児童の満足度がどうだったのかであるとか。ただ、やはり入れない人がいっぱいいるという状況の中では待機児童数が何人ぐらいいるのかとか。例えば、やはり体制に問題があったりして苦情がたくさん来るのであれば、そういう苦情にどれだけ対応されているかということを見ていかれたいというのはすごく分かりますので。

だから今話をお聞きして、何らかの形でそういう担当課のやられている思いを救い上げるようなものがないのかなというのを今感じたのですが、いかがでしょうか。

○事務局 指標についても一つに絞るわけではありませんので、その事務事業を決定するのにいろいろな角度からそれを総合的に見られるようなやり方もありだと考えています。現在の制度では、一つの事業につきまして一つのアウトカム、最終目指すべきところはここだけであろうというところでカムの設定は一つで、そこに向かうインプット、アウトプットについては複数あるというところはそうしておりますが、今、先生がおっしゃるところでいいますとカムのところも今後複数設定の検討が必要かもしれません。

○B 委員 アウトカムに入れるのがどうなのかというところは、もちろん議論はあると思うのですけれども。やはり、いい事業をしていかれるに当たって、担当課さんが大切にされたい指標というのがあるのかなと思います。それをどういう形がいいのか分からないですけれども。

○A 委員 備考欄にインパクト指標みたいなものを置いて、苦情の件数とか担当課の方々が当初思っていたのではない話がいろいろ出てきた時とかはそれで処理すればいいんじゃないですかね。

○B 委員 ありがとうございます。

○事務局 では、時間の関係もごございますのでよろしいでしょうか。

続きまして、留守家庭児童会室の整備事業。最後になります。これについても同様に説明をよろしくお願いいたします。

○所管課 留守家庭児童会室の専用室といたしまして、児童を保育している場所なのですけれども。その建築後の年数の経過している児童会室の建て替えを行いまして、児童の安全性と快適性を確保することを目的として計画的に進めてまいりました。しかし、この事業につきましては、令和元年7月をもって一旦終了としております。

ロジックモデルとしましては、インプットとしまして、留守家庭児童会室の建て替え、修繕、学校の余裕教室の改修等を行い保育スペースを確保するというをあげておまして。アウトプットとしまして、一人当たりの保育面積をもとに適正な定員を設定する。それをもとに、アウトカムとしまして、児童の生活環境の改善が図られるとさせていただいております。

○座長 では、よろしくお願いいたします。

きれいにアウトプット、アウトカムと。やはりこういうのがうまくいきますよね。建物は。そこで質問なのですけれども、令和元年7月に終えた、建て替え工事が終わったと。

○所管課 はい。

○A 委員 今、じゃあ入っているのですよね、実際に子どもさんたちが。

○所管課 はい。

○A 委員 子どもさんたちから、親御さんたちからどういう反応があるかというのは聞いていらっしゃるでしょうか。

○所管課 そうですね。現場の職員からもそうですけれども、やはり新しくきれいになった施設ということで、これまでからも保護者の皆様からそういうご要望、施設の建て替え等の要望等もいただく中でこういった建て替えになりますので、当然のことながらといいますか、建て替えてもらってうれしいというご意見をいただいているというところではございます。

○A 委員 なるほど。例えばどうなのですか。想像がつくのは、トイレが和式で子どもが嫌がるから洋式にしました。良かったですとか、そういう類いの話というのはあるのですか。

○所管課 今、現在、和式といいますのがどこもなかなか子どもたちが使えないということもありますので。建て替えた児童会室だけではなく、ほかの児童会室についても一定洋式の設置というところは進めてきたところではあります。

○A 委員 それはいいですね。ありがとうございます。

○C 委員 学童保育、留守家庭児童会室、利用者というのはどんどん右肩上がりが増えていくというものなのですか。

○所管課 そうですね。児童数というのは年々増加しております。

○C 委員 なるほど。逆に、スペースが足りなかつたらどんどん一人当たりの使える面積が窮屈にはなっていくという状況が生まれているということですか。

○所管課 そこにつきましては、留守家庭児童会室の条例等の中でも1班の一人当たりこれぐらいで、おおむね何名とするという定め、規定を設けております。そこに準じて、適切な部屋の確保等も含めて取り組んでいるというところではございます。

○C 委員 また、この指標と書いている必要保育面積獲得率というのは、これは何か計算式か何かあるのですかね。

○所管課 一人当たり1.65平米というところが国の指針でも示されておりまして。うちの市の条例におきましても、1.65平米というところは定めているところではございます。

○C 委員 それに対して、実際の入っておられる人数はどれぐらいで、その割合でパーセンテージを弾くということですか。

○所管課 そうですね。あとは、実際に入ってもらっている児童数と、あとは一人当たりの面積の状況から部屋のスペースの確保については学校とも協議をしながら。例えば、別部屋を

放課後にお借りすると、借用しながらそちらも使いながら併用して運営をしているというような状況の学校もございます。

OC 委員     ありがとうございます。

OB 委員     まず所管課でのアウトカムとして、保護者・入室児童の満足度をあげられているのですが、これは確か、最初の総合型放課後事業でもアウトカムは児童・保護者の満足度となっていたと思うのですが。ハード部分だけの満足度をこちらの指標にされて、ソフト部分を先ほどの運営事業にするなど区分けはあるのでしょうか。

O 所管課     こちらの生活環境の改善というところでの保護者と子どもたちの満足度というところと、あとは先ほどの運営の部分については実際に児童会に入って生活する中での満足度という違いはございます。

OB 委員     そしたら、事業の評価をされるときには違う数字になってくるのですかね。今日の最初の事業の満足度とこちらの満足度は、違うものを使われるという。

O 所管課     当然のことながら、そうなるかと考えております。

OB 委員     内容で分けてされるということですね。

O 所管課     そうです。

OB 委員     分かりました。それだけ確認です。

OA 委員     周辺の自治体と比べたら枚方というのはうまくいっているのですかね。どうもある程度期待すれば全部入れるのか、施設建物の建て替えをやっていたりするか。寝屋川市とか高槻市と比べてみたらうまくいっているのかどうかというのをちょっと知りたいのですけれども。

O 所管課     留守家庭児童会室、学童保育の部分での評価というのは、保護者の皆様からもそうですけれども、安心して預けられるというようなお声はいただいているところではあります。

ただ、やはり施設等につきましても、これまでは建て替え等は実施をしながら運営はしてまいりましたけれども、ここにも書かせていただいておりますが、今後につきましては国の方向性でもあります極力学校の教室等も十分に活用しながら運営をしていくというような考え方がこの間示されておりますので、本市としても、その部分については学校とも十分に協議をしながら、学校の特別教室も含めて相談をして、放課後は児童会室の運営にも使わせてもらうというところでのやり方を今後は取り組んでいくということにしております。

そのあたりを含めて、ここでは保護者の方の満足度ということで考えていきたいなど、指標をとっていきたいとは思っております。

○A 委員 分かりました。ありがとうございます。

○B 委員 先ほど、確か令和元年7月に建て替え自体は終わられたということですが、この整備事業自体はまだ今後も予算は続いていくということでしょうか。要は、建て替えではないのだけれども修繕であるとか、今後それをどうしていくかということで事業自体が続いていくという理解でよろしいですか。

○所管課 いえ。この事業自体は、今後の方向性に関しては休止終了ということではらせていただいております。

○B 委員 令和元年度で終わりということですか。

○所管課 はい。終了ですが、ただ、今後は学校の教室等も使いながらということになります。ただ今現在、専用室として児童会室を使っております部屋に関しては、今後も使用してまいりますので、その修繕等については適切に対応していくということです。

○B 委員 それはまた別の事業が。

○所管課 別に修繕事業というものがございまして、その中でやっていきます。

○B 委員 そうすると、これは、今例えば今インプット、アウトプット、アウトカムを設定しても、もう終わりということでしょうか。

○所管課 そうですね。今後、建て替えという部分につきましては終了します。

○B 委員 それは当座はまた使えるということなのですか。

○所管課 当座は、そうですね。そういうことにはなってまいります。

○B 委員 もし、当座のところでもし使われるのであれば、やはり一人当たりの保育面積といっても多分、既にもう建て替えられてそこが変わっていくわけではないと思いますので。満足度をアウトカムにしたほうがいいのかなど。

○所管課 それは、修繕のほうでそういう考え方をしております。

○B 委員 一応、こちらは、建て替えをメインとした事業としてのロジックモデルを作成して、修繕についてはまた別途という扱いでよろしいですか。

○所管課 はい。そうでございます。

○事務局 それでは、時間もまいりましたのでこれでこの部分のヒアリングは終了いたします。また、追加の質問や資料の提示の依頼等がありましたら、また事務局より所管課にお知らせしますので、対応をよろしくお願いいたします。

( 所管課退室 )

( 所管課入室 )

<地域健康福祉室 健康増進・介護予防担当>

○事務局 それでは、ヒアリングを始めます。

所管課は初めに、所管課の出席者の紹介を含めて10分以内に対象部分の概要等についてのご説明をお願いいたします。その後、評価員より質疑がございますので回答をお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

○所管課 よろしく申し上げます。

特定健康診査、特定保健指導事業ですが、この事業は高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者として被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を積極的に推進して、併せて、医療保険制度を持続可能なものとなるよう治療費の適正化を目的に実施するものです。

特に、健診受診によって糖尿病等の生活習慣病の早期発見や重症化予防を図るといった目的で事業を実施しております。

メインターゲットですけれども、枚方市国民健康保険に加入している40歳以上75歳未満の方がメインターゲットとなっております。

課題につきましては、糖尿病等の生活習慣病に起因する有病者が増加しているといったところはあります。

こちらの事業の目指す姿、あるべき姿、解決した状態といったところは、健診受診によって糖尿病等の生活習慣病の早期発見や重症化を予防するといったところにあります。

事業概要についてですけれども、特定健康診査につきましては、枚方市国民健康保険に御加入されている方に対して、心筋梗塞ですとか、脳卒中、糖尿病等といった生活習慣病の発症や重症化予防を目的に、発症の兆候となるメタボリックシンドロームに着目した健診の内容となっております。こちらは、大阪府下の医療機関で無料で受診ができるようにしております。

特定保健指導については、特定健康診査を受けられた結果から生活習慣病のリスクが高い人に対して、その段階に応じて保健指導を医療専門職によって行っているものです。本市におきましては、直営でやっているものと、委託を合わせてやっているものと段階によって実施しております。

併せて、人間ドック受診費用の助成も行っておりまして、特定健康診査に代えて人間ドックを受診した場合、自己負担分の費用の一部の助成を実施しております。

人間ドックを受けられた方についても、検診結果を申請のときにこちらがいただきまして、その結果を取り込んだ上で特定健康診査と同様に、特定健康指導の対象になれるかどうかを判定しまして保健指導の実施にもつなげております。

併せて、特定健康診査を受けられたということでみなしますので、受診率にも反映するよう  
にしております。

令和元年度の事務事業の実績についてですけれども、特定健康診査の受診率は33.6%、  
国へ報告する義務があるのですけれども、最終33.7%で数値が出ております。特定保健指  
導の利用率については、7.0%、これも最終11%ほどの数字で、今、報告値としてあがっ  
ている状況です。

人間ドックの申請者数については、1,505人、昨年度実績がありました。

評価シートをご覧くださいませでしょうか。

所管課当初案と所管課最終案が一致していないロジックモデル等についてなのですけれど  
も、アウトカム指標についてですが、全医療費のうちの生活習慣病医療費の構成割合を所管課  
の最終案とさせていただきます。所管課当初案としましては、生活習慣病の患者数として  
いました。今回、こちらのシートを見直す中で、患者数での評価とした場合、罹患状況を確認  
することでしか見られないといったところについては、生活習慣病を早期発見したという評価  
が難しいというところで、保健指導等により重症化が抑制されて治療内容や通院や入院日数が  
減った場合でも同じ患者数として計上されるといったことから、医療費に占める構成割合を評  
価として出すほうが適切ではないかということであげております。

例えば、糖尿病を一つ例で見ますと、早期段階で受診のみで通院されている場合でしたら、  
患者数としてはお一人なのですけれども、一回の診察にかかる医療費は約6,500円と言わ  
れています。診察に1種類の内服薬が加わると約1万2,900円と増額して。さらに、進ん  
でいましてインシュリンなどの注射もしないといけないといったような状態になりますと、  
お一人約3万9,400円と、症状が重症化するにつれてかかる医療費もかなり増額してい  
きます。

また、お一人の患者が、糖尿病のみでなく高血圧も併せて罹患してといったような複数の生  
活習慣病を重ねてもつようになりますと、それに伴ってお薬が必要にもなってきますので。そ  
れで医療費も増額していくといったところもあります。

したがって、患者数で評価するのではなく、医療費の割合を見るといったところで生活習慣  
病の早期発見、重症化予防ができているかの評価が可能であるのではないかと考えております。

以上のことを踏まえて、医療費の適正化の観点からも、生活習慣病にかかる医療費のみでな  
く、全医療費にかかる生活習慣病の構成割合を見ることでトータル的に分析ができるものと考  
えており、今回、この指標を出させていただきます。

**○事務局** それでは、よろしく願いいたします。

**○OB委員** これは、国民健康保険の加入者が対象になってくると思うのですけれども。お聞き  
したいのが、例えば、我々のようにどこかの組織に所属していると、当然そちらで健康診断を  
受けたりしているのですけれども、そういう案内が来ることがあるのですね。そのあたりはど  
ういうふうに考えたらいいのでしょうか。

**○所管課** 対象になられた方については、一定年度の当初に受診券を個別に郵送していまし  
て。その年度内に40歳になられる方もおられますので、39歳の方も若ければおられるので

すけれども。個別で通知はしている状況で、その中に特定健康診査の検査項目ですとか、あと特定保健指導についても触れて周知を図るようにしています。

あと、広報などにも一斉送付しましたので、受診券が届いたらぜひ受けてくださいといったような啓発はさせていただいております。

また、各枚方市内の医師会に加入されている先生方の病院に啓発のポスターを貼らせていただいております。

**OB 委員** 個別に送付されるのは、国民健康保険の対象者だけになるのですね。

**○所管課** はい。特定検診自体が、保険者が実施すべきということになっておりますので、国民健康保険が我が市で、市の国民健康保険が責任をもって被保険者に対して周知を実施するということになっております。健保組合に入っておられる方に関しては、健保組合が責任をもって特定検診をするということになりますので。その周知については、健保組合の様々な周知方法によってということになります。

ただ、枚方市ですので、国民健康保険も含めて特定検診は受けましょうというようなポスターは出させていただいているというのが現状です。

**OB 委員** なるほど。実は、今、アウトプットのほうで受診率を指標として出させていただいているのですけれども、これは、国民健康保険の対象者数のうち、実際に市が実施される健診の受診割合となっているわけなのですね。

**○所管課** そのようになります。

**OB 委員** 分かりました。

**OC 委員** 今のお話のつながりで言うと、このアウトプットについては対象が特定健康診査ですかね、対象の方なのですかけれども、アウトカムになったときには全体のということですか。

**○所管課** 医療費に関しても、国民健康保険の保険料で全部レセ情報が流れますので、医療費に関しても国保の加入者の情報を全部吸い上げてその割合を出していくということになります。

**OC 委員** 連動はしているのですね。

**○所管課** 全て連動はしております。

**○座長** 3つ質問、いいですか。一つ目なのですかけれども、過去1年、2年ではなくてももう少し長いスパンで、受診率というのが上がったり下がったりしているのかどうか知りたい。

2つ目が、いろいろな手紙を出したりポスターを貼ったりするのですけれども、それがこの受診率にどれぐらい貢献しているかどうかというのを把握されているかどうかですね。それを

知りたいと思います。

それから、最後の3つ目の質問ですが、これは非常に一般論なのですが、仮に国保の会計が枚方市が大変で、だからなるべく赤字を減らしたい。そういう狙いがあるのか、そうではなくて、法律でやっているのかどうかですね。私は大学の教員ですが、学生に説明するときには、やはり枚方市というのは国保の会計がすごく大変だからこれを減らさなきゃいけないので、なるべく病気になるなど、そういう言い方だと言いますよ。そういった感じで考えられるかどうかというのが3番目の質問です。

**○所管課** 1点目の受診率なのですが、今、手持ちのデータに関しましては平成25年からのものでございます。平成25年が30.8%、平成26年が32.5%、平成27年が32.2%、平成28年が33.5%、平成29年が33.7%、平成30年度が35.4%、今年度33.7%となっております。

長い目で見ますと、やや右肩上がりに上がってきているということで、このデータを取り出した当初が24%から開始しております。ですので、右肩上がりに少し上がってきてはいるのですが、今年に関してはやはりコロナの関係がありまして、どうしても3月に受診していただく駆け込みで受けていただく人が多いというのが例年の傾向にありまして。その3月にコロナの影響がかなりありましたので、例年どおりその数がそのまま上乗せされると前年度35.4%を少し上回るような雰囲気にはなっていたのかなということがあつたのですが、受診率に関しては、緩やかな右肩上がりでも推移しているというのが現状でございます。

次に啓発ですね。受診率を上げるために啓発等、いろいろな施策を講じているのですが、紙による啓発だけで上がったのかと、個々の分析というのはなかなか難しいものがございます。いろいろな策は講じながら受診率を上げないといけないという思いがありますので、啓発でありましたり、電話で勧奨させていただいたり、いろいろな手を尽くしながら少しでも受けていただく。また、医療機関にもちょっとでも受けていただけるように働きかけるということをやっておりますので、その取り組みの中で少しずつ右肩上がりになってきているのではないかと考えております。

最後、医療費全体、国保料の逼迫度合い等に関しましては、特定検診もやはり先ほど医療費適正化というところがありまして、特定検診、特定保健指導はその医療費に占める一つの要因であるのかなということがあります。

うちの部署に関しましては、ここの特定検診と特定保健指導という分野になっておりますけれども、大もとの国民健康保険室は、ほかのところも含めて国保の保険料のあり方、国保の財源のあり方というのもトータル的にどうあるべきかということも考えておりますので、その辺は両課を合わせてしっかりと見ていくということになっております。あくまでも、特定保健指導も一つ、医療費も含めて一つだということでご理解いただければと思います。

**○A 委員** 追加で1点質問なのですが、24%受診率のときというのは、これは何年頃だったのですか。

**○所管課** 20年くらいだったと思います。

**OA 委員** そこののですけれども、それが30%台に上がったと、結構上がったわけですよね。何か違うことをされたのですかね。

**○所管課** 取り組み自体は、国としてこの特定検診の受診率を上げなさいと。国民健康保険と通常の社会保険、お勤めの方が会社で入られる組合など様々な保険者があるのですけれども。それもトータルして目指すのは60%を目指して。国の目標がまず一つありまして、それをもとに、国も特定健康診査、特定保健指導のあり方の基本的な方針を定めています。それは、まさに都道府県が実施計画というものを立てて、大阪府としては何%を目指しましょうというところがあった上で、また枚方市として枚方市国民健康保険何%を上げていきたいと思いますという、着実に目標としないといけない数が国としてあげられているというところがあります。

年々、やはり保険料を保健事業に有効に使いなさいといったところでは、どんどん、どこの市の国保の保険者もいろいろな手を尽くしてというのが最近の動きにはなってきています。始まった当初よりかはかなりやっている事業としては数が多く、工夫しないといけないところもありますので、やっている内容としてはどんどん増えて充実はしてきている状況かと思います。皆さんの中にも周知は少しずつですけれどもされていっているというのは、現状として実感しているところではあるのです。

**OA 委員** 分かりました。ありがとうございます。

**OC 委員** 事業概要で「メタボリックシンドロームに着目した健康診査」となっているのですけれども、健康診断の効果について、生活習慣病にも当然効果があると思うのですが、それ以外の病気に関しても早期発見して効果が出る要素もあるのかなと思ったのです。そういう意味で、所管課最終案の中で構成割合が増えるか、減るかという話になっていて、仮に、ほかの病気も含めて減ったという場合には、ここって割合は変わってこないのかなという気がして。そのあたりはいかがですか。

**○所管課** 同じ様な考えがありまして、数だけでは先ほどの説明の中で、重症化予防したかしていないかという判断が難しいなという話はさせていただきました。医療費を見ていく中で、一人の人が重症化予防をされていたら医療費が必然的に下がるのではという考えだったのですけれども。

今、おっしゃっていただいているように、医療費が下がっていても全構成が全て縮小されて、割合自体は減らないというのがあるのですけれども。それは、あくまでも全体の注釈をつけて、そういうものだとつけていくべきかなと思っています。

この割合だけを見ていくと減った、減らないですけれども。総医療費が減っているということはやはり喜ばしいことなので、そこは今後見ていく中では注釈もつけながら、先ほど申し上げたように、生活習慣病という観点からはいろいろな病気に派生していくことがありますので、ここを抑えれば、必然的にトータルの減るという可能性は往々にしてあるのかなと思っています。

ただ、一概に減るだけではなくて、総医療費も含めて見ていくのが正しい見方かなとは思っております。

○C 委員 生活習慣病に関する医療費というのは明確に決まっているものなのですか。

○所管課 先ほどお伝えしたとおり、計画を立てないといけないと、都道府県も立ててといった中で定められている手引きがありまして。高血圧疾患、糖尿病、腎不全、脂質異常症、虚血性心疾患、脳梗塞、脳内出血、くも膜下出血、動脈硬化、脳動脈硬化までのしっかり疾患名を定められて、それで、生活習慣病として分析しなさいということ言われています。

ここを生活習慣病として見て、ここの分析をしなさいと。医療費の変動ですとか、疾患にかかった方の数ですとか。

○C 委員 分かりました。

○A 委員 この分野は厚生労働省とか一生懸命注力されているのですか。

○所管課 はい。国も医療費もしかりですし、生活の質の向上というところもありますので、お金だけの問題ではないのですけれども。全てに関して、やはり健康で長生きしていくにはどうしていったらいいか。

ただ、やはりそうは言えども、高齢化を迎えている中、病気というのはついて回ってくるものというのがありますので、それをいかにここにもあるように重症化を予防していく、どうしても病気はかかってしまうというのは、いたし方ないところはあるのかなと思うのですけれども、その重症化を何とか予防していけば全て世の中が上手く回る一歩ではないかという考えのもとだと思うのですけれども。

○C 委員 分析の基盤としてのデータというのは、ちゃんと全部電子化されているのですか。結構、まだ紙でとかも、病院によっては残っていたりするのですか。

○所管課 紙レセをデータ化して、支払い審査も通っていきます。それをもとに、また国保データベースというのがあるのですけれども、そういった診療明細ですとか、医科だけではなくて薬科とか、あと健診のデータもそうなのですけれども、全て分析できるツールという形で、国保中央会ですね、国保の保険者のこととかをされているところがツールをつくられているところでは、もう全て電子化されて分析できるようにされています。

○事務局 それでは、質問も出尽くしましたので、これでヒアリングを終了します。なお、追加の質問や資料の提出の依頼がありましたら、また事務局より依頼させていただきますので、対応をよろしく願いいたします。

( 所管課退室 )

( 所管課入室 )

<子どもの育ち見守りセンター>

○事務局 それでは、ヒアリングを始めさせていただきます。

所管課は初めに、出席者の紹介を含めて10分以内に対象事務事業の概要等についての説明をお願いします。その後、評価員より質疑がありますので、回答をお願いいたします。それでは、よろしくお願いいたします。

○所管課 そうでしたら、まず、家庭児童相談業務の業務内容の説明をさせていただきます。

業務といたしましては、18歳未満の子どもに関する様々な相談を受けておりました、最近では問題行動や発達に関する相談が多くございまして、心理検査などを用いて子どもへの関わり方の助言や、家族関係や環境の調整、あと児童虐待や育児不安の親へのカウンセリング等の相談にきめ細やかに応じているところです。

専門的な支援が求められることから、臨床心理士資格を有している職員を任用して対応しているところでございます。

あと、指標につきましては、18歳未満の子どもに対しまして、プレイセラピー等必要に応じて実施した新規相談件数をインプットとしまして、アウトプットが述べ相談件数としています。あと、アウトカムにつきましては、家庭における安定した養育等ができるようになり、適正な親子関係を育み相談終了となった件数としております。

行革推進課の考え方としましては、目標について、本事業のように実績が目標に到達している事業における目標の再設定の考え方についてのアドバイスを求めることとしております。

この目標につきましては、平成30年度の相談終了したものをもとに設定しております、これまで相談終了した件数については把握していなかったために、平成30年度を基準としまして設定させていただいたものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、質疑応答をお願いしたいと思います。

○OB委員 よろしいですか。まず、相談事業に関しては、やはり目標の設定というのがすごく難しいなと思うところがあります。例えば、できるだけ相談できるようにしていきたいという状況であれば目標値は高く、できるだけ吸い上げるように。でも、もともとそれがどんどん進めば、それこそ相談件数自体が減っていったほうがいいという考え方もあるのですけれども。

○所管課 確かにそうですね。

○OB委員 そのあたりで言うと、今のこの事業に関しては、やはりまだまだ相談をしてくださいというような内容だというふうに考えてよろしいでしょうか。

○所管課 そうですね。少子化なのですけれども、この育児に困っている方は大変増え

ておりました。そのつなぎで私たちも虐待の対応もさせていただいているのですけれども、そこからやはり相談につなぐケースも多々あります。

**OB 委員** なるほど。できるだけ相談件数は、今のところはまだ多いほうが。

**○所管課** そうですね。虐待の予防というところでは、相談を多く受けて、お母さんの気持ちであるとか、お子さんの気持ちを聞いていくのが私たちの仕事かなとは思っているところではございます。

**OB 委員** ありがとうございます。もう一つお願いします。

相談終了となった件数をアウトカムとして設定されていると思うのですけれども、やはり、相談終了イコール解決と考えてもいいのでしょうか。

**○所管課** これは、改善されたケースもあるのですけれども、医療機関へのつなぎであるとか。

**OB 委員** 適切などころにつなげたということですね。

**○所管課** そういうのもありますし、また、枚方市から転出して違う市町村へ行ったという、そういうパターンですね。

**OB 委員** 分かりました。そうすると、一応相談終了としたのが適切などころにつなげたり、解決したりというところになるのでそれがアウトカムだということですね。

**○所管課** そういう位置づけでございます。

**OA 委員** これは一般論ですけれども、現状の人の数で対応し切れているのか。それとも大変な状況なのですか。

**○所管課** 議会等でも質問をいただいています、今人が足りていないような状況でございます。うちも昨年度から会計年度任用職員も変わっていて、そういう非常勤も募集しているのですけれども、なかなか臨床心理士という専門性のある職員を配置していますことから、ほかの市町村でもとり合いになっていまして応募がないという状況も続いています。引き続き、人事課には依頼をしているところでございます。

**OA 委員** 大雑把な規模感で言うと、何人ぐらい足りないとか、イメージできるものですか。

**○所管課** 私どもで言うと、正職は一人、会計年度職員も一人くらいまだ欲しいかなとは思っているところです。余り多くしても部屋にも限界が、相談室の限界もございますの

で、その兼ね合いもなかなか考えていけないところなのですから。

○C委員 継続案件という意味ではどうなのですか。増えていっているのですか。

○所管課 増えています。やはり、1回、2回で終わらなくて、継続した相談でつながっておりますので。なかなか終わらず、やはり18歳までの子を対象としておりますので、長い関わりになっておるような状況でございます。

○C委員 そうなった場合に、担当する人数の方が同じ場合は、お会いする頻度を減らすとか、そういう形である程度平準化というか回るような形で対応されているということですか。

○所管課 そうですね。それとか、時間は1時間の枠と決まっています、大体ニーズが多いのが夕方、やはり学校が終わったら夕方になりますのでそこが集中しますので、できる限りずらしながらというか、工夫しながら一定件数をこなしています。やはり、お母さんたちも月に1回は話を聞いてほしいというところもありますので、調整しながら入れているところが現状ですね。

○A委員 なかなか数字では割り切れないですね。

○所管課 そうです。

○A委員 今のお仕事をされていて、やはり大変だということってありますか。今、何を考えているかという、大変で困る、この人を増やしてもらおうとか、あるいは何か別な方法をやってもらえばこれは対応できるのだけれども、それはどうかと思っていられるところは。

○所管課 人も増やしていただかないといけませんし、設備的な部屋の増築も必要かなとは思っております。

○A委員 なかなか先ほどの学童保育みたいな話をずっと伺っていて、やはり、とり合いになってきますよね。

○所管課 はい。

○A委員 市役所の資源、予算ですけどね。これ、市役所としては優先順位というのはあるのですか。学童保育よりもこっちのほうが優先的にか。

○事務局 やはり財源に限りがありますので、優先順位づけをしながら、整理はしているのですけれども。

○A 委員    こちらの仕事って、1 個失敗するとすごく新聞で書かれて大変なことになりますよね。

○所管課    はい。虐待とかで死亡案件があった場合は、記者会見とかもしないといけないような形にもなってくるので、そこはないように適切に対応させていただいております。

○A 委員    これはコロナの影響はありますか。

○所管課    実際には、新規相談はかなり減っていました。本来ですと、新規で学校に行き出したりしたら、先生がお母さんに会ってお子さんの特徴などを聴きながらやっていくのですけれども。そこの話がないまま緊急事態宣言が出て学校が始まりませんでしたので、緊急事態宣言が明けるまではやはり小学校 1 年生は全然見ていないのにつなぎようもないというところで。緊急事態宣言が明けて、やはり学校に登校するようになってからは新規相談も学校から紹介させていただいて増えてはきておる状況でございます。

○C 委員    これは、そういう問題というか、発生してから相談という形になるかと思うのですけれども。そもそもそういうことを抑制するというか、そういう施策というのはまた別にあったりするのですか。

○所管課    プログラムを実際にこの家庭児童相談の中でもやっております、トリプル P といいまして、親が前向きに子育てできる方法であるとか、そういうプログラムを実際に実施しております。そこでどうやって怒らなくて育てたらいいのかという方法について、研修をさせていただいたりしております。

○C 委員    そこでしっかり学んでいただいて、こちらの相談に来なくさせるというアプローチもあるのですか。

○所管課    あります。でも、なかなかその研修をやるのが 7、8 人のプログラムなので、一気に全員やって解決するようなものでもなくて。少しずつ取り組みながらやっているところです。

○A 委員    普段のいろいろな業務にプラスしてこのプログラムをやられているのですか。

○所管課    はい。

○A 委員    人が足りているのですか。

○所管課    本当にしんどいながら、みんな頑張ってます。

○A 委員    プログラムをやってみて、如実に効果が出たと感じられることってありますか。

○所管課　やはり、前向きに捉えられるようになったということで、子どもと接する中でどう接すればいいのかとかいうことを学びますので。あと、自分が怒ってしまうようなところがあるのだったら、どこか息抜きをして離れるような対処方法とかも教えてくれますので、そこを活用しながら皆さんやっていただいていますし。

あとは、ファンフレンズプログラムというのも、子どもの自尊感情を高めるような取り組みもしてまして、そこを高め子どもからも改善していくようなアプローチもさせていただいています。親ばかりではなくて子どものほうもということで取り組みをさせていただいております。

○OA委員　なるほど。そのプログラムはインプット、アウトプット、アウトカムにピッタリはまりますけれどもね。実は。ロジックモデルは、まさにこのプログラムを評価するために開発された手段なので。

○所管課　このプログラムがメインではないというところもあります。相談業務がメインで。

○OA委員　相談のプログラムというものはあるのですか。

○所管課　相談のプログラムはないですね。

○OA委員　例えば、相談をする人を育てるプログラムとか。

○所管課　うちではもっていません。

○OA委員　それは、やはり府でやっていらっしゃるのですかね。厚生労働省とか。

○所管課　そこは把握していません。

○OA委員　しかし、現場のまさに第一線でやっていらっしゃるので、それどころじゃないかもしれないですね。

○OC委員　目標の件数の立て方に関しては、次年度にこれぐらいは来るだろうとかというところの読みというのは、実際問題、難しいということでこういう設定をされているのですかね。

○所管課　インプットの目標につきましては、これが平成30年度の目標値でして。実際に新規の分につきましては、実際にはもう右肩上ぼりで増えています。昨年度は312件と減っているのは、コロナの影響が終わりのほうにございましたのでこの312件ということになっているのですけれども。

右肩上がりで見えていくということは可能なのですけれども、それが実際にいいのか、悪

いのかというところもありまして。

**OC 委員** この指標の使い方をどうするかという話ですけれども、逆にどんどん右肩上がりで件数が増えていくということがちゃんと予測できるのであれば、翻って、人事に対してそれに見合うだけの加配をつけてくれというところの情報のキャッチボールのツールとして、こういう策というのもきちんと示すということも一つやり方としてはあります。

**○所管課** はい。

**OC 委員** 大体達成しなかったらだめとかというものではなくて、そういう想定との逆を言うという形で、ちょっと戦略的にといいますか、これをつくっていただいて人事に反映するというツールとして使おうというのもありかなと。

**○所管課** はい。

**OA 委員** 予算とか、人事を獲得する戦略的評価という。

**○所管課** ありがとうございます。

**○事務局** それでは、質問も出尽くしたようですので、これでヒアリングは終了いたします。なお、追加の質問や、資料の提出がありましたら、また事務局よりお知らせいたしますので、対応をよろしくお願いいたします。

( 所管課退室 )

( 所管課入室 )

#### < 土木政策課 >

**○事務局** それでは、ただいまからヒアリングを始めさせていただきます。

本ヒアリングにつきましては、「土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅への支援事業」と、「砂利採取にかかる認可等の事務」の順に実施をいたします。

所管課は初めに、出席者の紹介を含めて10分以内で「土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅への支援事業」の概要等についての説明をお願いいたします。

その後、評価員に質疑がありますので回答をお願いいたします。

それでは、お願いいたします。

**○所管課** まず、土木政策課のほうでは2点事業をあげていただいています、1つ目が、土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅への支援事業というものでございます。まず、事業の概要について説明いたします。

事業概要のところを書いてあるものも含めてなのですが、まず、土砂災害防止法という法律に基づきまして、その法律の中では土砂災害特別警戒区域と言われている区域と、土砂災害警

戒区域と言われている2つの区域が大阪府によって指定されるということがあります。これは、がけの角度ですとか、そういうもので指定がなされていくというものです。

その特別警戒区域という特別がついた区域に入っている住宅につきましては、建築基準法という法律の中でほかのところに建つよりは強い構造にしてくださいという、そういう法律になっていまして。そういうものを、そういう危ない建物を強くしないといけない区域に住んでいらっしゃるんですよということをまずお伝えするというのが大きな事務になっております。

そうした中で、自分で身を守っていただくということをやっていただくという法律に基づいてやっていただくことになるのですが、そういういいましても住んでいらっしゃる方がなかなかそこから移転するとか、家を壊してまた新しく建てるというのはかなりの負担がありますので、そういうものを少しでも土砂災害による災害がなくなるように手助けがしたいということで、これにつきましては国と大阪府と枚方市で補助をするという制度があります。その補助制度というのを私どもが所管しております、そういう方に周知をしてなるべくそういうものを使っていたら、特別警戒区域の中にある構造上弱いおうちが1軒でもなくなることを目指しているという事業でございます。これが、事業概要でございます。

事業の対象としまして、メインターゲットは、区域内の既存不適格住宅の所有者の方をターゲットにしております。

サブターゲットとしましては、区域及び特別警戒区域内の住民の方の命を守るということでございます。

ターゲットが抱える課題としましては、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損害が生じ、住民等の生命及び身体に著しい危害が生じる恐れがあるということが課題だと認識しております。

目指すべき姿、あるべき姿というところなのですが、やはり自分たちが少しほかのところよりは危険なところに住んでいるということを知っていただいて、ご自身、土砂災害から生命及び身体を守るためのそういうことを意識していただくというのが目指すべきところかなという事務でございます。

次に評価シートを用いてロジックの説明をさせていただきます。

インプットとしては、土砂災害の危険性や備え及び補助制度に関して、まず知っていただくということが大事かなと思っております。

指標につきましては、土砂災害の危険性や備えに関しての周知ということで今はシート上書いています。

アウトプットとしましては、周知したことにより土砂災害警戒区域内の防災意識の向上につながる。防災意識の向上を目指すということでロジックは考えております。

アウトカムのところなのですが、最終指標としては、危険な区域にある既存不適格住宅がなくなる、減少していくことが目標ということで掲げております。

なかなかこの目標のところは測定不能という形で書かせていただいているところがそういったところからでございます。説明は以上になります。

○A 委員     アウトカムは分かりやすいですね。要するに、移転と補強ですよ。

○所管課     はい。

**○A 委員** そこから逆算したら、アウトプットというのは、市とか国、県から来ているお金が幾らぐらいだと。そうすると、そのお金を使う人のためにインプットというのは、広報するか電話をかけるかわかりませんが、そういうあたりで論理的につなげるというのは無理がありますか。

**○所管課** この補助制度というのは、もう数年やっているのですが、まだ枚方市は実績がゼロでございます。北河内の中も、今、交野市で1件だけあったというのを聞きしているだけです。なかなかこの制度をご利用いただけないというのがあります。

周知に関しましては、私ども台風の前ですとか、すごく土砂災害が心配される時には、今、枚方市域は特別警戒区域159カ所、かなりの数がございます。そのうち、621世帯の方々が赤い区域にお宅があるのですが、その方たちにポスティングを全部、その制度のパンフレットですとか、そういう区域にお住まいですよということを本当に1年に1回、2回ぐらいは周知をさせていただいています。なかなかご利用までにはつながっていないので、予算はとっているのですがまだ執行したことがないというのが残念ながら一つでございます。

これは、枚方市、北河内だけの課題ではなくて、国としてもなかなかこの制度、利用が進んでいないので、今課題って何がありますかねという調査が来ているぐらいのものになります。

**○A 委員** 何となく想像はつきますけれども、予算はあるけど、今さらお金をかけて改修したり引っ越すということにはなかなかならないということでしょうか。

**○所管課** 全額補助というわけではないので。

**○A 委員** どのぐらいの補助なのですか。

**○所管課** 除却、要は、既存不適格の住宅を除去するのは1戸当たり最大97万円ですね。移転にかかる費用に関しましては、1戸当たり最大421万円なのです。

**○C 委員** ローン利子補助もあるのですか。

**○所管課** これは、移転にかかる費用というのは、古い家を引っ越して新しい家を買ったときにローンを組んだら、そのローンの利子に相当する分は補助しますという考え方なのです。なので、なかなかこれがきっかけで安全なところというのには、つながっていないというところが現状でございます。

**○A 委員** 課題は見えるけど、何もできないという。

**○所管課** よくお声をいただくのは、がけの所有者の方。がけがあって、この下の家に対して補助しますなのですが、がけの所有者にがけが崩れないように対策してもらうほうを先にやってよと言われるのですが、土砂災害防止法という法律がそういう趣旨ではなく、所有者に対して何か対策を講じるようにするというハード的な法律ではないので、なかなかそ

こがそろっていないところがございます。

○A 委員 がけの場合は、急傾斜地とかってありますよね。  
それに指定されると国が9割ぐらい出してくれるのではないですかね。

○所管課 急傾斜地法で指定されると、今度は都道府県がきちんと管理して所有者ができないときには都道府県ができるという法律になっているので、枚方市は10地区あるのですけれども対策済みということで。

○A 委員 それは済んでいるわけですね。

○所管課 済んでいます。

○A 委員 なるほどね。要するに、これもそういうお金の出し方をしたら皆さんがやるのでしょよね。

○所管課 本当にそうだと思います。でも、急傾斜地も、もう近年大阪府は受益者負担を求めますと。土地所有者に対して負担金を求めていくという姿勢でございます。

○B 委員 今の話から続けて。そうすると、先ほど621世帯が既存不適格住宅だということでしょうか。

○所管課 いえ。お住まいの世帯数です。共同住宅があるので。

○B 委員 なるほど。ただ、それがもう何年も減ってはきていないということなのですか。要は、不適格住宅の減少がアウトカムにはなっているのですけれども、そもそも現状がなかなか減少しない状態だということなのでしょうか。

○所管課 新たに追加で区域が指定されて家屋が増えることもありますし。同じ区域内で建て替えをされる場合には、今の法律にあった硬いものにしていただきねとなるので減る場合もあるのですけれども。なかなかくっとは減っていないのが状況でございます。

○B 委員 要は、この制度があるから減ったというよりは、それ以外の要因で減ったことしかなかなか出てこないということですね。

○所管課 そうです。

○B 委員 逆に、対象が増える場合もあるということですか。

○所管課 はい。

OB 委員 一生懸命頑張られても、なかなか数字には表れてこないということですね。

○所管課 はい。

OB 委員 分かりました。ありがとうございます。

OA 委員 この場合枚方市役所がコントロールできない要因が多いロジックモデルということになりますか。

OC 委員 それでも、事業としては補助をするというものありますけれども、そうやって周知をして理解していただくということが重要な柱ではあるということですか。

○所管課 枚方市としては、そこが重要かと思っています。

OC 委員 今までが、直接補助をして改修してもらったものはもちろんいいのですが、そうじゃなくても、何となくそこに住んでいて危ないなと思っていて、じゃあ建て替えようかとなって解消された。そういうものについても、一応実績として減っていることは減っている。なのでそういう部分を見ていってもいいかなという気はします。

○所管課 おっしゃるとおりですね。

OC 委員 数件でも着実に減っていったらいいと思うのですよ。

○所管課 はい。

OC 委員 建築基準法で古い建物を除却してというのは、毎年何らかあるのかなと思うのですが、それぐらいの設定であれば、可能だったりするものなのですか。

○所管課 そうですね。今、都市整備部で建物を建て替えるときの関係をやっていますので、その手続が出てきたときに、この区域内の建物であるときには必ず情報をくださいという形で伝えています。なぜかというと、私たち人海戦術でポストイングしていますので。そういう情報をいただいて、そういうリストは一応更新をして集計しています。

でも、実際にこの621世帯の建物について、いつ建築されたかということが重要になります。区域が指定されたときに既に建っているものに対してだけが対象なものですから。法律的には、そこに建てるのだったら法律に合ったものを建てなさいねということなので。基本は、建った後に区域が指定されたところだけが対象なものですから、なかなか全体の建築年までの把握には至っていないというのが厳しいです。

OC 委員 数が分からない。

○所管課 そうなんです。

○CG 委員 ちなみに、この令和元年度の実績、直接経費 4,000 万円となっているのですけれども、これは補助とかではないのですか。

○所管課 これは本当に申し訳ございません。これは、私どもの入力ミスでございます。この事務に関しましては、こういうパンフレットをつくって印刷をされていて、補助制度がありますというのを印刷していたのが、平成 29 年度と平成 30 年度は私どもで予算をとって印刷費という形で印刷していたので、平成 30 年度の直接経費ゼロというのも、これは申し訳ありませんが修正させていただきたいと思います。

あと、令和元年については逆にゼロというのが正解でして。なぜかと言うと、今度大阪府砂防協会というのがありまして、そこが印刷してくれるということになったので、令和元年からは経費もかかっていないという事務でございます。申し訳ございません。

○CG 委員 何か補助が出たのかなと。

○所管課 私も最初そうかなと思ったのですけれども、すみません。

○OA 委員 危険地域に住んでいらっしゃる人って、高齢化社会だと減っていかないのでしょうか。政策的に若い結婚する人に 30 万円を出すと、でもここに住む人には出さないとか。

○所管課 こちらで危険区域をセーブしようとしているので、そこにわざわざ建てようとする人には、なぜ新婚世帯に補助を出すのかという話があるので、そこはそういう方向に話がいけばと思います。あべこべなことにならないように。

○OA 委員 ですから、なかなか枚方市役所の土木政策課さんとしてはコントロールできない数字なんだけれども、ほかの課の施策をいろいろ活用してチャレンジしてみるというのはありなのかもしれないですけれどもね。そこが市役所の総合行政機関としてのメリットなのかなと思うのですけど。

これは、そちらに何か注文をつけるというより、むしろ我々が考えなきゃいけないですね、ロジックモデルを。

プログラムって何かありますか。こういうのを減らすための何か、危ないところに住んでいる人たちを減らそうとするプログラム。お金とかじゃなくて。何かそういうものがあれば、ロジックモデルをつくりやすいのですけれども。

○所管課 ないですね。

○OA 委員 京都では、高齢者独り住まいが多い印象なんですよ。だから、そういう危ないところは自然に少なくなっていくんじゃないですか、京都の周りには。その後は、もう住宅に使わない、使わせないと。駐車場にするとか。

○所管課 確かに、その議論は当初の制度設計のときにありまして。危ない区域だからどいでもらって、その後に安いからやはり行く人とかもいたりするけど。法律に合った硬いものをつくってもらったら大丈夫な土地ではあるものの、そこを行政が管理とかっていう議論も大阪府との意見があったんですけども。そうすると、もうどんどん市役所が管理する土地が例えば増えたとして、それが現実的かというのもお話に出ていましてね。

○A 委員 そうですね。先ほどのパンフレットというのは、相当お金がかかっているのですか。

○所管課 いえ。実績、平成29年度で4万5,000円ぐらいでした。平成30年度で7万円ぐらいの部数を印刷させていただきました。

○A 委員 ほとんど配布する手間だけですね。

○所管課 本当にもう人海戦術でいろいろな部に協力を得て、半日ぐらいで入れに行く感じですよ。

○A 委員 その紙は見て認識はしていると。

○所管課 はい。

○A 委員 しかし、アクションを起こさない。見て認識する、アクションを起こす。これをつなぐプログラムか何かを考えればロジックモデルにいけますけどね。

余談ですけども。愛知県庁で似たようなものをやっていたことがあるのですよ。

それが、広報課と土木部が別々に同じ耐震化の工事の補助金を出すというもので、お互いに関知していないのですよね。広報は、紙に印刷して配る。土木は補助金、お互いに関知してなくて、役所ナリズムですよ。どっちも仕事はよくやっていると言っているのですけれども、全然効果が出ていないと。そういうのはないですよ。こちらはね。

○所管課 ないはずです。

○A 委員 耐震化工事とか。あの辺は東海大地震が来そうなところで、津波が来そうなので一生懸命やっているのですけれどもね。なかなかアクションをしても、補助金、助成金を出すのですけれども、なかなか反応が薄い。

片方は、広報をすごく見て認知している人はこれだけいますとか業者さんに頼んで認知しているかどうかのアンケートをとったりなんかしているんだけど。

○所管課 そうですか。

○A 委員 そういうのはないですよ。こちらはね。

○所管課 ないですね。本市も耐震の補助というのをやっているのですけれども、それに関してやはり法律に合致した建物に対しての補助という形でやっているのです。

○事務局 そろそろ次にいかせていただいでよろしいでしょうか。本事業についてのヒアリングはこれで終了としたいと思います。

続いて、砂利採取にかかる認可等の事務についてお願いしたいと思います。先ほどと同様に、10分以内に対象事業の概要等についての説明をお願いいたします。

○所管課 では、続きまして、砂利採取にかかる認可等事務ということでございます。

この事務につきましては、これ、権限自体は大阪府の権限なのですが、平成24年から権限委譲を受けまして枚方市で認可事務を担っているというものでございます。なので、権限委譲なので、こちらについては人件費だけがかかっているのですが、人件費についても大阪府から歳入があるという事務でございます。

事務概要につきましては、砂利採取計画の認可、廃止、報告、聴取、立入検査、違反行為に関する措置命令等の事務を行うということです。市内で砂利を採取しようとする、届け出をしないといけない、どんな形で砂利採取するかという計画も提出しないといけない、許可を受けないといけないということで、その許認可の事務を担っているものでございます。

事業対象としましては、市内で砂利採取を行う事業者がメインターゲットでございます。サブターゲットとしましては、砂利採取が安全に行われることを目指していますので、砂利採取場所の近隣住民がサブターゲットということであげています。

課題としましては、砂利採取に伴う災害を防止し、併せて砂利採取事業の健全な発展を図るため、法律に基づく手続が必要ということでやっているということを示しています。

目指すべきあるべき姿というのは、災害の防止ということで記載をさせていただいております。

評価シートのロジックなのですが、インプットに関しましては、砂利採取にかかる認可等の申請や事前協議等を受け付ける。これは受け身なものですから、申請及び事前協議の件数ということでしています。

アウトプットにつきましては、申請や事前協議に対して適切に処理する。許認可を適切にするということであげています。こちらについても、目標設定不能という形でさせていただいているというところでございます。

説明は以上でございます。

○A委員 これは、考え方としてはすごく簡単で、届け出ないで砂利採取をする人、それから不適切な形で砂利採取をする人を減らすと。だとすれば、それがほとんどないのであれば、すごくちゃんとやっているという話ですよ。

○所管課 そうですね。

○A委員 もちろん、大阪府からお金が出ているのであれば、適正な執行がされていることが前提で。

○所管課　　そうですね。

○A 委員　　余り大きな金額ではないのですよね。

○所管課　　そうなのです。6万3,000円ほど。

○A 委員　　1回あたり2万円ですね。自治体によってはすごくとんでもない変な砂利採取をしてるところがものすごくいっぱいあるということかなど。年間3件ですか。

○所管課　　はい。

○A 委員　　何とも言いようがないのですよね。

恐らく、枚方市というのは規模が大きい自治体だからなんですよ。これが人口1万人以下だったりすると、全部県とか府がやりますもんね。

○所管課　　そうですね。

○C 委員　　ご担当の方で一応0.5人の配置となっているのですけれども。この業務でも年間の半分ぐらいの時間を使われるということですか。

○所管課　　本当に数件。今でいうと、もう1件だけが砂利採取をしていますので、その認可の期間が切れるときにもう一回更新をするとか。何か変更があって出されたときに、その書類をチェックして許認可事務をするということなので、本当に毎日関わるものでもございません。

○C 委員　　では、この0.5っていう数値っていうのはちょっと実態とは言えない。

○所管課　　この書き方が、許認可のチェックをする者が複数名いますので、その者を1としたときに、その者の業務がどの業務にどのぐらいというのをやって合計がこの数字です。

○C 委員　　そういう計算ですか。

○A 委員　　今、こちらの先生がおっしゃったように、我々は1年間の業務のうち半分ぐらいこれをやっているのかと見ちゃいますね、これだと。

○事務局　　事務局としても実績測定の考え方という、先生方のおっしゃっているとおりになります。

○A 委員　　ひよっとしたら、0.02とか、それぐらいじゃないですかね。何日ぐらいかかるものですか。3日か4日ぐらいですかね。

○所管課 1週間以上はかかるかと思います。内容によって変わるのですが。どのように砂利採取をして、どのように積み上げて。じゃあ、どのように廃水処理をやってというのを全部法に照らし合わせて行います。

○A 委員 現場も見るのでですね。

○所管課 はい。現場も見に行きます。雨が降ったときには、現場を見に行つて崩れていないかというチェックをしたりもあります。

○A 委員 でも、ざっと大雑把に言えば、10日もかからないですよ。そうすると、365の10日ですから、例えば、その方の年収が600万ぐらいだったら、そうすると0.5ほどだったら、300万ぐらいこの仕事にやっているのって思います。

○C 委員 事務事業という単位であがってきてはいるのですがけれども、本当に行政の手間だけの小さな事業のようです。先ほどの学童保育、何百人も抱えている事業と同じレベル感でこれがあがってきているのですけど。ここまで小さい事業って、どこまで指標を設定してPDCAを回していくのかと考えたほうがいいのかなとは思いますが。

○所管課 そうですね。これ、事業として1本立てるかというところですね。

○C 委員 そうです。

○B 委員 私も同じことを実は考えていたのですがけれども。もともと受け身的な事業であることと、やはり、この事業に関して、わざわざ、これだけの労力をかけることの費用対効果を考えると。

○所管課 そうですね。

○B 委員 その分を、また違ったところに労力を使っていたほうがいいのかなとは思いました。そのあたりも検討を。

○A 委員 こういう仕事をやりながら、ポスティング500軒なさっているんですね。

○所管課 雨が降るってなると、みんなで。

○A 委員 やはり、市役所の職員の業務負担をどれだけ減らすかというのは新しい行革ですよ。意見としては、やはりそこですよ。なるべく時間内に残業しないで、休日出勤をしないで終わるような業務態勢にもっていかなきゃいけないってすれば、こういう事業っていうのは余り労力をかけないように。

行革の一つのテーマかもしれないですね。金額や影響が、余り大きくないものは、最初から外していくということですね。

○事務局 事務事業も、単位設定の考え方やロジックモデルもどこまで設定するかとか、そういうことをすること自体が目的になってしまったら、それはどうかというところもあります。

それでは、質問も出尽くしましたので、本日のヒアリングについてはこれで終了させていただきます。

あと、追加での質問や資料の提出等がまたございましたら、ご対応をよろしくお願いいたします。

( 所管課退室 )

#### 案件2 その他

○事務局 そうでしたら、ヒアリングを以上となります。

評価シートは前回と同様、こちらで紙に書いて置いていただいても結構ですし、また、後日メール等でも結構でございますのでお願いしたいと思います。

それでは、また、10月30日(金)、一週間後になりますけれども同じ会場でまた2時半からです。よろしくお願いいたします。

#### 開 会

○事務局 それでは、第4回の評価委員会議はこれにて終了でございます。皆様方、ありがとうございました。